

令和7年夏の交通安全運動
公益社団法人 北海道トラック協会実施要領

令和7年7月
(公社)北海道トラック協会

北海道トラック協会(以下「北ト協」)は、令和7年夏の交通安全運動の期間中において、本運動を効果的に実施するため、下記のとおり実施項目を定める。

本運動の実施にあたっては、「令和7年夏の交通安全運動北海道実施要綱」の運動重点である

- 飲酒運転根絶
- 自転車利用時のヘルメット着用と自転車・バイクの交通事故防止
- スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底
- こどもを始めとする歩行者の安全確保と高齢運転者の交通事故防止

に留意し、事業用トラック向けの対策である下記項目について、各地区トラック協会と連携し積極的に取り組むものとする。

記

1 推進要領

- (1) 会員事業者等(運行管理者を含む)は、運転者に対し、下記推進項目に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。
- (2) 北ト協及び各地区トラック協会並びに会員事業者等(運行管理者を含む)は、ポスター、安全旗、懸垂幕等の掲示、協会ホームページ等により、本運動の趣旨の徹底を図るとともに、運転者等を対象とする研修会などの開催に努め、安全意識の向上を図る。
- (3) また、子供や高齢者を対象とした安全教室の開催や地域における啓発を共催するなどして、交通安全啓発を積極的に行う。

2 推進項目

- 飲酒運転根絶 ○ 追突事故及び交差点事故防止の徹底
- スピードダウンと確実なシートベルト着用の徹底
- こどもを始めとする歩行者の安全確保

3 取組内容

(1) 飲酒運転の根絶

- ・ 飲酒運転が悪質な犯罪であること、事業用トラックによる飲酒運転・事故の重大性について適切な指導を実施するとともに、飲酒運転を「しない、させない、許さない」、そして見逃さない！という規範意識を醸成する。
- ・ 点呼にあたっては、疲労や健康状態等を目視確認するほか、アルコール検知器を使用し二日酔いなど酒気帯びの有無について確実なチェックを実施する。
- ・ 営業所に設置のアルコール検知器(携帯型アルコール検知器を含む)が正常に検知できるよう、常に点検を行うなど、保守・管理を徹底する。

(2) 追突事故防止及び交差点事故防止の徹底

- ・ 全ト協作成の各種マニュアル等を活用し、追突事故、交差点事故の重大性と発生状況を運転者に正しく理解させる。
- ・ 追突事故防止では、追突事故の発生要因である「わき見運転」「漫然運転」「判断誤り」防止のための安全行動の習慣づけを図る。
- ・ 特に運転中における携帯電話を手にしての通話やスマートフォン等の画像表示装置の注視など「わき見運転」となる行為を行わないよう徹底する。
- ・ 交差点事故防止では、交差点、交差点付近における歩行者、バイク、自転車の行動特性を理解させ、右左折時における車両周囲の安全確認、死角等に対する安全確認の励行を徹底する。
- ・ 信号のない交差点では、停止すべき場所での確実な一時停止や2段階停止による安全確認や見通しの悪い交差点での特に慎重な安全確認を徹底する。

(3) スピードダウンと確実なシートベルト着用の徹底

- ・ スピードの出し過ぎは、「危険の発見が遅れる」「停止距離が延び車両の制御が困難になる」「衝突時の衝撃力が増大する」等の危険性があることを周知する。
- ・ 特に貨物車は、衝突時の衝撃力や遠心力が増大することから、事故が発生した場合、運転者や他の乗務員が車外に放出される危険性があることをよく理解させ、運転者等の確実なシートベルト装着を徹底する。

(4) こどもを始めとする歩行者の安全確保

- ・ こどもや高齢者の傍らを通過する際は、一時停止又は徐行する等交通ルールを遵守するとともに、十分な間隔をとるなど思いやりのある運転を励行する。
- ・ 高齢歩行者特有の行動(夜間の道路横断、転倒等)や事故実態を理解して道路等における高齢歩行者の早期認知に努め、高齢者との事故を防止する。

4 留意事項

- (1) 7月13日(日)は、北海道における「飲酒運転根絶の日」であることに留意する。
- (2) 啓発活動等にあたっては、参加者等の各種事故防止に配慮して実施する。
- (3) 各種事故統計、マニュアル、メールマガジン等については下記を参照してください。

- 全ト協、北ト協ホームページ「事故特設ページ」(会員用)
- 国土交通省「事業用自動車安全通信」
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html>

7月13日は「飲酒運転根絶の日」です